



広報もとみや 号外

平成24年
7月11日発行
本宮市
秘書広報課
☎33-1111

No.20



▲元気に外で遊ぶおひさま幼稚園の園児

学校等における 屋外活動時間制限を解除

本宮市では、子どもの放射線による健康被害を最小限に抑えるために、平成23年9月1日より保育所・幼稚園、小・中学校における屋外活動時間を1日4時間以内と制限していましたが、次の理由から制限を解除します。

- 屋外活動時間制限を解除する理由
 - (1) 昨年5月より市内の保育所、幼稚園、小・中学校の校庭・中庭・園庭などの表土除去を行い、放射線量の低減化を図りました。その結果、放射線量が屋外活動に影響が及ばない水準まで低減されています。
 - (2) これまでのガラスバッジによる積算線量検査における測定結果では、健康への

(3) これまでの屋外活動の制限により、子どもたちがのびのびと活動できない状態が続いていました。また、屋外活動制限の長期化により、子どもたちの成長時期において、運動不足が及ぼす体力の低下や心身のバランスのとれた発達に支障が表れることが心配されます。

幼児・児童生徒の発達段階において、できる限り通常に近い教育活動を行うことができると考えます。

屋外プールの使用開始について

東日本大震災および原発事故による放射能の影響により、小・中学校の屋外プールの使用を控えていましたが、除染作業により放射線量が地上50センチメートルで、0.5マイクロシーベルト未満となつ

たことから、7月9日に白岩小学校が使用を開始しました。今後、ほかの小学校でも、プール清掃、設備点検などを進めて、条件が整い次第、随時使用を開始していく予定です。

なお、地震により改修が必要となった、糠沢小学校、本宮第一中学校、本宮第二中学校、白沢中学校については、今年度中に改修工事を行い、来年度からの使用を予定しています。



白岩小学校の屋外プールの様子

◆問い合わせ先
幼保学校課
☎33-11111(内線233)

【市からのお願い】 広報もとみや号外は、地震災害、放射能問題など市民の皆さんに広く周知するものについてお知らせしています。回覧される場合は、なるべく早く次の方に回覧していただきますようお願いいたします。

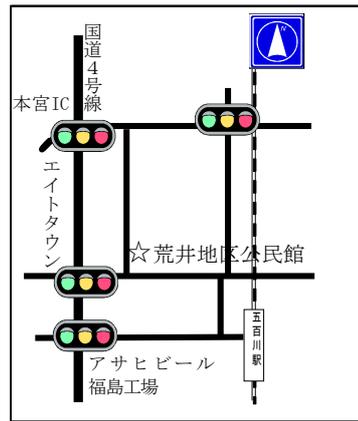
放射能除染・モニタリングセンターの活用

■荒井地区に測定所を開設します

現在、農産物の放射性物質の測定は、本宮・白沢の2カ所で行っていますが、さらに測定環境の強化を図るため、新たに荒井地区公民館内に測定所を7月20日に開設します。農産物の測定には、従来と同様に事前予約が必要です。事前予約の受付開始は7月17日からとなります。



▲測定所が開設される荒井地区公民館



◆問い合わせ先
放射能除染・モニタリングセンター
☎63-2682

■長屋地区で除染説明会を開催します

現在、住宅除染の準備を進めています。次のとおり長屋地区の住民の方々を対象に、除染説明会を開催します。当日は、除染作業の流れや手続きなどについて説明しますので、長屋地区の皆さんのご出席をお願いいたします。

◆日時 7月18日(水) 午後7時～
◆場所 白沢公民館 大ホール

水道水の放射性物質モニタリング検査体制について



▲水道水の検査を行う立石山浄水場

市ではこの程、岩根にある立石山浄水場に放射性物質検査機器2台を配備し、7月から市内全ての浄水場(4カ所)の水道水の検査を週2回行っています。この検査は毎週月曜日と金曜日に行っていますが、県の検査が毎週水曜日に実施されていますので、水道水の検査は週3回行われています。この検査結果についてはこれまでどおり市のホームページで公表しています。なお、市の水道水から放射性物質は検出されていませんので、安心してご利用ください。

◆問い合わせ先 上下水道課
☎33-11111 (内線119)

お気づきですか? 固定資産税の評価を見直しました

平成24年度固定資産税の評価にあたっては、3年に一度の評価替えによる価格の修正に加えて、東日本大震災の影響を反映し、次のような価格の修正を行っています。

1. 土地の評価方法について
福島第一原発事故により拡散した放射性物質や地震の影響により、平成24年度の評価額から減価補正をしています。

2. 家屋の評価について
放射線量が福島第一原発事故以前の自然放射線量水準に戻っていない地域(本宮市は全域)に所在する家屋について、減価補正をしています。

◆問い合わせ先 税務課 資産税係
☎33-11111 (内線166)

小・中学生、幼児と保護者

屋内プールを無料開放

市内の小・中学校で学校プールが使用できない児童・生徒、幼児とその保護者の皆さんは、夏休み期間中、市民プールと白沢B&G海洋センターを無料で利用できます。

◆期間

7月21日(土)～

8月26日(日)

小・中学生は、教育委員会の指定する日となります。幼児とその保護者は、各プールの全営業日となります。

◆時間帯

小・中学生は、教育委員会の指定する時間となります。幼児とその保護者は、火曜日から金曜日の午後1時から9時まで、それ以外の曜日は午前10時から午後9時までの利用となります。

◆問い合わせ先

生涯学習センター

☎ 33 - 2611

白沢公民館 ☎ 44 - 2350

市民プール ☎ 34 - 3003

白沢B&G海洋センター

☎ 44 - 3318



▲明るくきれいになったB&G海洋センター

白沢B&G海洋センター
リニューアルオープン!

白沢B&G海洋センターの修繕工事が終了し7月1日よりリニューアルオープンしました。市民の皆さんの体力向上と健康維持のため海洋センターをご利用ください。

◆記念式典

日時 7月24日(火)

午後1時30分～

場所 白沢B&G

海洋センター

このたびの修繕に多額の助成を頂いたB&G財団関係者をお招きし開催します。あわせてシドニーオリンピック銀メダリストの中村真衣さんによる水泳講習会も開催されますのでどうぞご参加ください。

ふくしまの赤ちゃん電話健康相談

福島県では、妊産婦さんや乳幼児を持つ保護者の皆さんが、安心して子どもを産み、育てられる環境づくりを目的として、相談窓口を設置しました。

◆相談内容

(1) 健康相談

妊産婦や乳幼児を持つ保護者等の健康や育児、乳房のケア等の不安や悩みについて相談に対応いたします。

(2) 母乳の放射性物質濃度検査(無料)

母乳育児をされている方で、母乳の放射性物質検査を希望される場合に検査を実施します。

◆相談対応者

助産師(福島県助産師会会員)

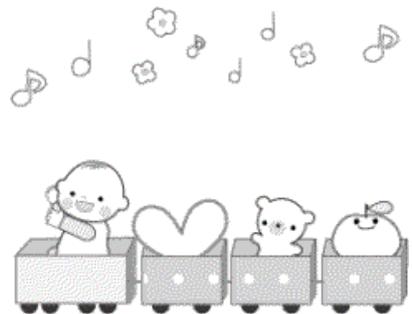
◆相談時間

○曜日: 月曜日～金曜日(祝祭日を除く)

○時間: 午前9時30分～午後4時30分

◆「ふくしまの赤ちゃん電話健康相談」の電話番号

- | | |
|-----|------------------------|
| 福島 | ① 024-573-0211 |
| | ② 080-2835-9988 (携帯電話) |
| 会津 | 024-285-8303 |
| いわき | ① 080-2826-4604 (携帯電話) |
| | ② 080-2827-3005 (携帯電話) |



※現在、県外にお住まいの方、里帰りでご県内においでの方でも利用できます。

◆問い合わせ先 福島県 児童家庭課 ☎ 024-521-7174

震災に便乗した悪質商法にご注意ください!

震災に便乗する悪質商法を行う業者などがいます。必要のないものは「いりません」「断ります」「帰ってください」とハッキリと断りましょう。福島県消費生活センター発行の「ふくしまくらしの情報局 震災特別号」から悪質商法の事例とその対応・アドバイスについてご紹介します。

事例1 点検商法

「震災で浄化槽が壊れた家が多い。以前、工事を請け負った業者が倒産したので、そのアフターサービスにきました」と訪問があり、その後シロアリ駆除やリフォーム工事等を勧誘され、次々に契約を締結させられた。

アドバイス

- ▼「無料」や「安い料金で点検します」、「アフターサービスです」などの言葉には注意しましょう。
- ▼点検結果をうのみにせず、住宅などに心配な点がある場合は、信頼できる複数の業者に相談しましょう。
- ▼「結構です」や「いいです」といったあいまいな言葉はトラブルのもとです。必要のないものを勧められたら、きっぱりと断りましょう。

事例2 あやしい訪問販売勧誘

放射性物質を取り除く浄水器、空気清浄機の広告を持って販売員が家に訪れた。購入すれば、「代金は一旦支払ってもらおうが、その分は東京

電力に賠償請求し、入金確認後に返金する」と言う。賠償の手続きも代行してくれるとのことであるが、信用して大丈夫だろうか。

アドバイス

- ▼科学的根拠やデータがない広告も見られます。広告や営業トークをうのみにせず、本当にその商品が必要か、こちらが期待するものなのかどうかを冷静に考え、購入は慎重に検討しましょう。
- ▼この事例では、損害賠償の対象となる明確な根拠は見当たりませんでした。業者の話をうのみにせず、賠償の対象となるのかきちんと確認しましょう。
- ▼業者に損害賠償請求等を代行してもらうことは、個人情報流出につながり、新たな勧誘などを受ける恐れがありますので、注意してください。



消費生活無料相談・生活再建等相談

福島県では、借金・多重債務問題や震災関連の問題など様々な消費生活相談に対応するため、弁護士・司法書士による法律相談、ファイナンシャルプランナー(FP)による生活再建等相談を定期的に実施しています。相談の日時や方法など詳しくは、下記までお問い合わせください。

- 【相談場所】 県消費生活センター 福島市中町8番2号(自治会館1階)
 県中地方振興局 郡山市虎丸町7番7号(郡山市労働福祉会館)
 県南地方振興局 白河市昭和町269番地(県白河合同庁舎)
 会津地方振興局 会津若松市追手町7番5号(県会津若松合同庁舎)